

議案第8号

健康管理審査委員会規程の一部を改正する訓令について

健康管理審査委員会規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

平成19年3月14日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会訓令第 号

健康管理審査委員会規程の一部を改正する訓令

健康管理審査委員会規程（昭和54年沖縄県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項第2号及び第5条第2項中「教育次長（総務課担当）」を「教育管理統括監」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

訓令案の概要の説明

総務課

1 件名

健康管理審査委員会規程の一部を改正する訓令

2 改正の経緯及び必要性

平成 19 年度より教育庁に組織のフラット化及び班制を導入することに伴い、新たな職を設けるため、関係条項の改正を行う必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 教育次長（総務課担当）を教育管理統括監に改める（第 3 条、第 5 条）。
- (2) 訓令の施行は、平成 19 年 4 月 1 日とする。

4 関係各課との調整状況

総務私学課と調整済み

5 添付資料

- (1) 新旧対照表

新旧対照表

○健康管理審査委員会規程（総務課）

新	旧
<p>(委員会の組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育管理統括監、総務課長、福利課長、県立学校教育課長及び義務教育課長</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 委員長は教育管理統括監、副委員長は総務課長をもって充てる。</p>	<p>(委員会の組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育次長(総務課担当)、総務課長、福利課長、県立学校教育課長及び義務教育課長</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 委員長は教育次長(総務課担当)、副委員長は総務課長をもって充てる。</p>